**※表１に該当する場合，申し立ては必要ありません。**

　[表１]　厚生労働大臣が定める者のイ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象外種目 | 貸与が認められる場合 | 認定調査の結果 | |
| ア　車いす及び車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者   1. 日常的に歩行が困難な者 2. 日常生活範囲における移動の支援が必要と認められる者 | 1-7「できない」  　－ | |
| イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者   1. 日常的に起き上がりが困難な者 2. 日常的に寝返りが困難な者 | 1-4「できない」  1-3「できない」 | |
| ウ　床ずれ防止用具及び体位変換機 | 日常的に寝返りが困難な者 | 1-3「できない」 | |
| エ　認知症老人徘徊感知機器 | 次の（１）（２）いずれにも該当する者   1. 意志の伝達，介護者への反応，記憶・理解のいずれかに支障がある者 2. 移動において全介助を必要としない者 | 3-1「意志を伝達できる」以外，又は  3-2～3-7のいずれか  「できない」又は，  3-8～4-15のいずれか「ない」以外。その他，主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む  2-2「全介助」以外 | |
| オ　移動用リフト  （つり具の部分を除く） | 次のいずれかに該当する者   1. 日常的に立ち上がりが困難な者 2. 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 3. 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 1-8「できない」  2-1「一部介助」又は  「全介助」  　－ | |
| カ　自動排泄処理装置 | | 次のいずれにも該当する者   1. 排便が全介助を必要とする者 2. 移乗が全介助を必要とする者 | 2-6「全介助」  2-1「全介助」 |

**※表２に該当する場合，申し立てが必要です。**

**要介護１の者等に係る指定福祉用具貸与費＜老企第３６号　第２の９（２）＞**

○また，[表１]にかかわらず，[表２]のいずれかの状態に該当することが医師の医学的所見（主治医意見書・診断書等）にもとづき判断され，かつ，サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては，書面等確実な方法で確認することで福祉用具の貸与の要否を判断しますので，**申し立てが必要です。**医師の所見をケアプランに記載し，福祉用具貸与事業者から確認があったときは，利用者の同意を得て情報提供してください。

○状態像の判断のため申し立ては具体的に記載してください。

　例：**○**「パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象が頻繁に起こり，起き上がりができないため，特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。」

**×**「パーキンソン病」（診断名のみの記載）

**×**「特殊寝台が必要」（必要性のみの記載）

　[表２]

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者の拡大 | Ⅰ　疾病その他の原因により，**状態が変動しやすく**，日によって又は時間帯によって，頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者  （例：パーキンソン病で症状の急激な軽快・増悪が頻繁に起こる，関節リウマチで時間帯によって告示で定める状態が頻繁に起こるなど）  Ⅱ　疾病その他の原因により，**状態が急速に悪化し**，短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者  （例：末期がんで急激な状態悪化が見込まれるなど）  Ⅲ　疾病その他の原因により，**身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避**等医学的見地から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者  （例：重度の喘息発作があり特殊寝台を利用し一定の角度に状態を起こすことで呼吸不全を回避する必要があると医師からも指示されている，脊髄損傷による下半身麻痺があり床ずれの発生リスクが高く床ずれ防止用具の必要性があると医師からも指示されている，人工股関節の術後で立ち座りの際の脱臼の危険性があり，移動用リフトの必要性を医師からも指示されているなど） |
| 手続き | 上記のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する者であることが  ア　医師の所見に基づき判断された  イ　サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断された  ウ　石岡市が確認している  以上の３点を満たせば，例外給付を認める |

**（参考）福祉用具の選定の判断基準**

　下記は，作業療法士・理学療法士等によって作成された基準をもとに，使用が想定しにくい福祉用具を示した判断基準の抜粋です。この基準は，標準的な目安ですので，個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては，使用が考えられるものもあります。

　福祉用具については，その妥当性について検討したうえで，自立支援に資する居宅サービス計画の作成をお願いいたします。

**【車いす】**

使用が想定しにくい状態像　　　歩行：つかまらないでできる

使用が想定しにくい要介護度　　要支援

※車いすは，歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって，つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

**【電動車いす】**

使用が想定しにくい状態像　　　歩行：つかまらないでできる

　　　　　　　　　　　　　　　短期記憶：できない

使用が想定しにくい要介護度　　要支援・要介護５

※電動車いすは，主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって，重度の認知症状態のために短期記憶等が著しく障害されている場合は，電動車いすの安全な操作方法の習得が困難と考えられることから，使用は想定しにくい。

**【特殊寝台】**

使用が想定しにくい状態像　 　寝返り 起き上がり 立ち上がり：つかまらないでできる

使用が想定しにくい要介護度 　要支援

※特殊寝台は，起き上がり等の動作を補助するもので，要介護者等の自立を支援するとともに，介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって，寝返り，起き上がり，立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

**【床ずれ防止用具】**

使用が想定しにくい状態像　　　寝返り：つかまらないでできる

使用が想定しにくい要介護度　　要支援・要介護１

※床ずれ防止用具は，臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」，「要介護１」の場合，寝返り可能な場合が多く，自らの力で体圧分散を図ることができるため，使用が想定しにくい。